

令和6年(2024年)12月25日

長野県男女共同参画審議会

会長 築山 秀夫 様

長野県知事 阿部 守



第6次長野県男女共同参画計画の策定について(諮問)

本県では、男女共同参画社会基本法第14条に基づき、令和3年に「第5次長野県男女共同参画計画」を策定し、取組を進めていますが、来年度が計画の最終年度となることから、令和8年度を初年度とする次期計画を策定する必要があります。

「長野県男女共同参画社会づくり条例」(以下「条例」という。)の基本理念及びこれまでの取組の成果、DV防止や困難な問題を抱える女性への支援の状況、「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」の方向性を踏まえ、ジェンダーギャップや性別による固定的役割分担意識をなくし、多様な価値観が認められ、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を図るため、条例第34条第1項の規定により、第6次長野県男女共同参画計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。